北秋田市財務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月30日

北秋田市長　　津　谷　永　光

北秋田市規則第36号

北秋田市財務規則等の一部を改正する規則

（北秋田市財務規則の一部改正）

第１条　北秋田市財務規則（平成17年北秋田市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第45条第２項中「及び小切手」を「並びに小切手及び当座預金払戻請求書（会計管理者が別に定める通知を含む。以下同じ。）」に、「「歳入還付」と」を「歳入還付であることが分かるように」に改める。

第77条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改め、同条中「、当該小切手を債権者に交付するとともに、領収書を徴さ」を「、又は当座預金払戻請求書を作成し、債権者に支払うための手続をし」に改め、同条に次の1項を加える。

２　出納機関は、前項の規定により小切手を振り出し、当該小切手を債権者に交付したときは、債権者から領収書を徴さなければならない。

第78条第２項中「振り出し」の次に「、又は当座預金払戻請求書を作成し」を加える。

第79条第２項中「、その余白に「現金払（金融機関）」と表示し」を「、又は当座預金払戻請求書を作成し」に改める。

第80条第１項中「、その表面余白に「隔地払」と表示し」を「、又は当座預金払戻請求書を作成し」に改め、同条第2項中「、その合計額を券面金額とする小切手を振り出す」を「、その支払の合計額をもって小切手を振り出し、又は当座預金払戻請求書を作成する」に改める。

第81条第１項中「、その表面余白に「口座振替払」と表示し」を「、又は当座預金払戻請求書を作成し」に改める。

第139条第４項を削る。

第140条中第４項を削り、第５項を第４項とする。

第157条及び第158条第１項中「小切手」の次に「又は当座預金払戻請求書」を加える。

第161条中「「歳入還付」の表示のある」を「歳入還付に係る」に改め、「呈示」の次に「又は当座預金払戻請求書の提出」を加える。

（北秋田市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正）

第２条　北秋田市病院事業の財務に関する特例を定める規則（平成22年北秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第28条の見出し中「振出し」の次に「又は当座預金払戻請求書の作成」を加え、同条中「振り出さなければならない」を「振り出し、又は当座預金払戻請求書の作成をしなければならない」に改める。

（北秋田市下水道事業会計規則の一部改正）

第３条　北秋田市下水道事業会計規則（令和２年北秋田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第31条の見出し中「振出し」の次に「又は当座預金払戻請求書の作成」を加え、同条第１項中「振り出さなければならない」を「振り出し、又は当座預金払戻請求書を作成しなければならない」に改め、同条第２項中「署名」の次に「又は当座預金払戻請求書の請求」を加える。

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。

（資料）北秋田市財務規則等の一部を改正する規則　新旧対照表

【第１条関係】北秋田市財務規則（平成17年北秋田市規則第38号）の一部改正

改正後	改正前
（過誤納金の還付） 第45条　（略） ２　出納機関は、前項に規定する戻出に係る過誤納金整理票の送付を受けたときは、収入票により収入減額の措置を講じ、支出の手続の例により納入者に対し当該過誤納金を還付しなければならない。この場合において、当該還付に係る収入票並びに小切手及び当座預金払戻請求書（会計管理者が別に定める通知を含む。以下同じ。）には歳入還付であることが分かるように記載しなければならない。	（過誤納金の還付） 第45条　（略） ２　出納機関は、前項に規定する戻出に係る過誤納金整理票の送付を受けたときは、収入票により収入減額の措置を講じ、支出の手続の例により納入者に対し当該過誤納金を還付しなければならない。この場合において、当該還付に係る収入票及び小切手には「歳入還付」と記載しなければならない。
（小切手等による支払） 第77条　出納機関は、前条の確認をしたときは、法令又は契約に別段の定めがある場合を除くほか、指定金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は当座預金払戻請求書を作成し、債権者に支払うための手続をしなければならない。 ２　出納機関は、前項の規定により小切手を振り出し、当該小切手を債権者に交付したときは、債権者から領収書を徴さなければならない。	（小切手　による支払） 第77条　出納機関は、前条の確認をしたときは、法令又は契約に別段の定めがある場合を除くほか、指定金融機関を支払人とする小切手を振り出し、当該小切手を債権者に交付するとともに、領収書を徴さなければならない。
（小口現金払） 第78条　（略） ２　出納機関は、前項の規定による支払の資金に充てるため、自己あて小切手を振り出し、又は当座預金払戻請求書を作成し、指定金融機関から当該支払に係る現金の交付を受けなければならない。 ３　（略）	（小口現金払） 第78条　（略） ２　出納機関は、前項の規定による支払の資金に充てるため、自己あて小切手を振り出し、指定金融機関から当該支払に係る現金の交付を受けなければならない。 ３　（略）
（指定金融機関の現金支払） 第79条　（略） ２　出納機関は、前項の規定により指定金融機関をして現金支払をさせたときは、会計ごとに当日分の合計額を券面金額として指定金融機関を受取人とする小切手を振り出し、又は当座預金払戻請求書を作成し	（指定金融機関の現金支払） 第79条　（略） ２　出納機関は、前項の規定により指定金融機関をして現金支払をさせたときは、会計ごとに当日分の合計額を券面金額として指定金融機関を受取人とする小切手を振り出し、その余白に「現金払（金融機関）」と表

改正後	改正前
、指定金融機関に交付しなければならない。	示し、指定金融機関に交付しなければならない。
（隔地払） 第80条　出納機関は、施行令第165条第１項の規定により、隔地払の方法により支払をしようとするときは、指定金融機関又は指定代理金融機関（以下「支払金融機関」という。）を受取人とする小切手を振り出し、又は当座預金払戻請求書を作成し、隔地払依頼書（様式第51号）を添えて支払金融機関に送付して領収書を徴し、債権者には送金済通知書（様式第51号）を送付しなければならない。 ２　前項の場合において、数人の債権者に対して同一会計から支払をしようとするときは、その支払の合計額をもって小切手を振り出し、又は当座預金払戻請求書を作成することができる。 ３　（略）	（隔地払） 第80条　出納機関は、施行令第165条第１項の規定により、隔地払の方法により支払をしようとするときは、指定金融機関又は指定代理金融機関（以下「支払金融機関」という。）を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「隔地払」と表示し、隔地払依頼書（様式第51号）を添えて支払金融機関に送付して領収書を徴し、債権者には送金済通知書（様式第51号）を送付しなければならない。 ２　前項の場合において、数人の債権者に対して同一会計から支払をしようとするときは、その合計額を券面金額とする小切手を振り出すことができる。 ３　（略）
（口座振替払） 第81条　出納機関は、施行令第165条の２の規定により、口座振替の方法により支払をしようとするときは、支払金融機関を受取人とする小切手を振り出し、又は当座預金払戻請求書を作成し、口座振替依頼書（様式第52号）を添えて支払金融機関に送付して領収書を徴さなければならない。 ２　（略）	（口座振替払） 第81条　出納機関は、施行令第165条の２の規定により、口座振替の方法により支払をしようとするときは、支払金融機関を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「口座振替払」と表示し、口座振替依頼書（様式第52号）を添えて支払金融機関に送付して領収書を徴さなければならない。 ２　（略）
（歳計現金の保管） 第139条　（略） ２・３　（略）	（歳計現金の保管） 第139条　（略） ２・３　（略） ４　前２項の規定により歳計現金を保管するため小切手を振り出す場合においては、当該小切手に「保管換収支」の表示をしなければならない。
（一時借入金） 第140条　（略） ２・３　（略）	（一時借入金） 第140条　（略） ２・３　（略）

改正後	改正前
４　（略）	４　一時借入金を返済するために小切手を振り出す場合においては、当該小切手に「一時借入金返済」の表示をしなければならない。 ５　（略）
（隔地払の手続） 第157条　支払金融機関は、第80条第１項の規定により出納機関から小切手又は当座預金払戻請求書及び隔地払依頼書の送付を受けたときは、支払場所に指定された金融機関に対し、直ちに送金の手続をしなければならない。	（隔地払の手続） 第157条　支払金融機関は、第80条第１項の規定により出納機関から小切手及び隔地払依頼書の送付を受けたときは、支払場所に指定された金融機関に対し、直ちに送金の手続をしなければならない。
（口座振替の手続） 第158条　支払金融機関は、第81条第１項の規定により出納機関から小切手又は当座預金払戻請求書及び口座振替依頼書の送付を受けたときは、直ちに当該債権者の預金口座に振替の手続をしなければならない。	（口座振替の手続） 第158条　支払金融機関は、第81条第１項の規定により出納機関から小切手及び口座振替依頼書の送付を受けたときは、直ちに当該債権者の預金口座に振替の手続をしなければならない。
２・３　（略）	２・３　（略）
（過誤納金の戻出） 第161条　指定金融機関は、第45条第２項の規定による歳入還付に係る小切手の呈示又は当座預金払戻請求書の提出を受けて過誤納金の支払を求められたときは、当該収納済の歳入から戻出しなければならない。	（過誤納金の戻出） 第161条　指定金融機関は、第45条第２項の規定による「歳入還付」の表示のある小切手の呈示を受けて過誤納金の支払を求められたときは、当該収納済の歳入から戻出しなければならない。

（資料）北秋田市財務規則等の一部を改正する規則　新旧対照表

【第２条関係】北秋田市病院事業の財務に関する特例を定める規則（平成22年北秋田市規則第18号）の一部改正

改正後	改正前
（小切手の振出し又は当座預金払戻請求書の作成） 第28条　会計管理者は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出し、又は当座預金払戻請求書を作成しなければならない。	（小切手の振出し） 第28条　会計管理者は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出さなければならない。

（資料）北秋田市財務規則等の一部を改正する規則　新旧対照表

【第３条関係】　北秋田市下水道事業会計規則（令和２年北秋田市規則第21号）の一部改正

改正後	改正前
（小切手の振出し又は当座預金払戻請求書の作成） 第31条　上下水道課長は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出し、又は当座預金払戻請求書を作成しなければならない。 ２　小切手の署名又は当座預金払戻請求書の請求は、記名押印によって行うものとする。 ３・４　（略）	（小切手の振出し） 第31条　上下水道課長は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出さなければならない。 ２　小切手の署名は、記名押印によって行うものとする。 ３・４　（略）